

○分科員(上原みなみ) みんなの党の上原みなみです。よろしくお願いします。

まず、質問に当たりますて、小道具を用意しておりますので、先輩の高山議員と、そして学生の松山さんに手伝ってもらいます。では、お願いします。

まず、こちらをごらんいただきたいんですけども、これは神戸市で使われている制服や作業服です。まず、女性職員の方にお聞きしたいんですが、この 4 着の中で 2 着だけクリーニングに出していいというふうに言われたら、汚れぐあいと同じだった場合、どれを出されますでしょうか。2 着選んでいただきたいんですけども、じゃあ私の方で指名させていただきます。総務事務センター長の山本さん、お願いします。2 着——A, B, C, D で選んでいただきたいんです。(発言する者あり)

C と D ですか。その根拠はどういうところでしょうか。クリーニングに出すんです。家で洗濯するか、クリーニングに出すか、どちらかなんですけども。(発言する者あり)

汚れやすいから、そうですか。はい、わかりました。

じゃあ、岸本室長はいかがでしょうか。

○岸本市長室長 私も業務のあれを存じてますので、やっぱり C と D がよく汚れる……

○分科員(上原みなみ) この 4 着の中で 2 着しかクリーニングに出してはいけなくて、あと 2 着は家で洗濯しないといけないということなんですけど、その 2 着でよろしいですか。(発言する者あり)

ああ、そうですか。わかりました。佐藤部長はいかがです。

○佐藤行財政局財政部長 私は、クリーニングに出すとすれば、A と B を出します。C, D は自分で洗濯できるかなと思うんですが、その C, D の汚れぐあいがちょっとわからな

いので。

○分科員（上原みなみ） 汚れぐあいが同じだった場合です。

○佐藤行財政局財政部長 同じだった場合はA， Bは型崩れするので，クリーニングに出します。

○分科員（上原みなみ） 玉田局長はいかがですか。

○玉田行財政局長 汚れたら全部出します。

○分科員（上原みなみ） 2着しか出せない場合なんです。

○玉田行財政局長 回数を2分の1にして全部出します。

○分科員（上原みなみ） ありがとうございます。洗濯表示を見ると，やはり洗濯に適しているもの，洗濯機で洗うのに適しているものと，あとクリーニングに適しているものがありますし，型崩れの度合いから考えても，私はAとBというのはクリーニングに出すし

かない、あと、CとDは洗濯機で回すことができる製品だと思っております。

実は、先ほどCとDは汚れぐあいからいってクリーニングに出すべきだとお答えになった方もいらっしゃるんですけども、実はこのA、B、C、Dのこの制服や作業服の中で、神戸市でクリーニング代がついているのがこのCだけなんです。AもBもDもついていません。つまり、このAやBというのは家で洗濯できませんので、皆さんご自分のお金でクリーニングに出していらっしゃるというものでして、あと、このDも同じようによく汚れるものだと思いますけれども、こちらも皆さんご自分で洗濯をされているということなんです。

この点について、まず、このCにだけクリーニング代が年間1,760万円ついているという、この点について、行財政局としてどのようにお考えでしょうか。

○谷口行財政局職員部長 今、実例を示されてご紹介をされましたが、このC、これは環境局の作業服だと思いますけれども、環境局の作業服の場合、やはりクリーニングが必要なもといえますか、汚れるもとがやはりほかのものと性質がやや異なっているのかなというふうに考えてます。この環境局の場合の作業服の洗濯についても根拠というものがございまして、労働安全衛生規則に基づいて、例えば体であるとか被服であるとか、そういったものが汚染をするおそれがあるという、こういった場合には各事業所の方に洗濯の設備を設けなければならないと。さらに、厚生労働省の方の通知などにもよりますと、やはり場合によっては、他の事業者といえますか、いわゆるクリーニング屋さんということを含めてのことだと思いますけれども、そういったところと契約をして洗濯をすることができるという、こういう規定がございまして、こういったことで環境局の方では各それぞれの汚れた被服を洗濯、あるいはクリーニングということで出しているものというふうに考えております。

○分科員（上原みなみ） 確認させていただきますが、先ほどのクリーニングに出すことができるという決まりがあるだけであって、クリーニングに出さないといけないという決まりはないということよろしいですか。

○谷口行財政局職員部長 洗濯をする設備を設けなければならないということですので、
どういった方法でやるかということは、それぞれ状況に応じてということになるかと思
います。

○分科員（上原みなみ） ありがとうございます。まず、Aは、こちらは交通局の地下鉄
運転手の制服です。Bは消防団の制服、これは消防局でちょっとお借りできなかったので、
消防団の制服にしています。Cは環境局の清掃職員の制服、そしてDがこれ消防団の現場
活動の作業服です。BとDは消防局の制服、作業服に準ずるとお考えください。

さて、ごみ収集処理業務というのは、消防局が行う現場活動と比べて汚れやすいと思わ
れますか。

○谷口行財政局職員部長 一概には申し上げられないとは思いますが、基本的には
環境局の作業の場合ですと、やはり日々非常に汚れがつきやすいというふうに考えられま
す。

○分科員（上原みなみ） その日々の汚れは必ずクリーニングに出さないと取れないもの
だと思われませんか。こちらの消防の作業服と比べてどうでしょうか。

○谷口行財政局職員部長 必ずクリーニングに出さないといけないというわけではないと
思います。状況に応じて、ひどい汚れの場合はクリーニング、通常であると各事業所に備
えた洗濯機でいけるかなというふうに思います。

○分科員（上原みなみ） ありがとうございます。山道を駆け回る消防局の現場活動、そしてどろどろになった作業服を各自洗濯されています。また、交通局や消防局の制服というのも皆さん実費でクリーニングに出しているとお聞きしています。その一方で、環境局の作業服は市民の税金からクリーニング代を計上しているというのが、どうしても納得できないんですけども、いかがでしょうか。

○谷口行財政局職員部長 環境局の場合、先ほども申しましたように、日々非常に大きな汚れが外部からつくという可能性があるかと思えます。そういった意味で、日々、労働安全衛生上、やはり清潔にしておくという意味では何らかの方法で、これは洗濯なのか、あるいはクリーニングなのか、どちらかの方法で清潔にはする必要はあろうかとは思いますが、ただ、それが必ずクリーニングでなければならないということではないとは思いますが、一定やはりひどい汚れがつくケースというのはケースとしては非常に多いかと思えますので、一定の頻度でクリーニングは必要ではないかなというふうには考えております。

○分科員（上原みなみ） 環境局の作業服を今のところ汚れに関係なくクリーニングに出していらっしゃると思えます。というのも、環境局の職員の方は毎週1回必ず作業服を出していらっしゃるんですね。そういうところから見て、きちんと汚れが取れないものだけ出しているんでしたら、まだいいんですけども、ふだん洗濯機も置かれているのに、毎週必ず皆さん出していらっしゃるという状況はいかがでしょうか。

○谷口行財政局職員部長 基本的にはやはり汚れの状況に応じて出していくということが必要だと思いますので、先ほど申しました安全衛生の観点を踏まえつつも、やはりさらなる効率化の余地というのもあるかとは思いますが、このあたりについては、環境局の

方にもどういったケースで出すのか、必ず週1回出すのが適切なのかどうなのか、このあたりも含めて検討は必要であろうということでは促してまいりたいとは思いますが、一定の汚れが——逆に言ったら週1というんじゃなくて、非常に汚れがつくケースが日々あれば、それはそれで週1以上の頻度で出さないといけないケースもあろうかと思えますし、いずれにしろ、どういったケースでクリーニングを出すべきなのか、それはやはり財政的な節減ということも頭に置きながら、検討するように促してまいりたいというふうに考えております。

○分科員（上原みなみ） 現状では汚れの選別をされてますか。汚れによってこれはクリーニングに出す出さないという選別をされていますか。

○谷口行財政局職員部長 環境局の中で実際にどのような形で、どういった場合にクリーニングに出しているかということの詳細は存じ上げてはおりませんが、やはり先ほどもご指摘ございましたように、年間1,800万円ぐらいかかっているということでありますから、やはり頻度としては平均すると、職員割すると週1程度の頻度になるということでもありますので、このあたりについてはさらなる効率化の余地があるのかどうか、このあたりはよく検討を促していきたいとは思っております。

○分科員（上原みなみ） これよりプロジェクターを使います。こちらをごらんいただきたいんですけども、先ほどから週1回クリーニングに出しているというのは、週1回クリーニングの収集があるということなんです。まず、このクリーニング業者に週1回環境局では出していて、その利用額が先ほどもお伝えしました平成23年度の決算額で1,750万円、一番下が神戸市です。20政令指定都市と、あと近隣市を含め調査した結果、札幌市が直営でクリーニングを実施していたほか、これ以下の7市がクリーニング業者へ作業服を出していました。しかし、名古屋市は基本は洗濯機を使用していますし、横浜市と岡山市はクリーニングを利用するに当たり枚数制限があります。また、大阪市は通常の洗濯で落ちな

い汚れ物だけしかクリーニングに出してはいけないということになっていますので、制度に制限なくクリーニングを利用しているという都市は20政令指定都市中、川崎市と堺市と神戸市だけです。神戸市はそれほど潤沢な財源があるのでしょうか。

○谷口行財政局職員部長 それぞれの各都市の状況は十分に比較できるかどうかというのは、私もよくわからない部分はございますけれども、神戸市の場合も必ずしも無制限ということではなくって、例えば作業服、防寒服、防寒ベスト、この3品に限定をしてクリーニングを認めているというふうに聞いておりますし、先ほどご指摘のありました、例えば直営で洗濯をしているというようなところございますが、神戸市の場合はそういったことではございませんし、また、洗濯機を基本は使用しているという名古屋の例をご紹介されましたが、神戸市も基本は各事業所に設置をした洗濯機を使いつつ、一定の頻度でクリーニングに出しているということではないかなというふうに考えております。

以上です。

○分科員（上原みなみ） さらに、この決算額を見ていただきたいんですけども、他都市の決算額というのは、数百万円台なのに対して、神戸市は1けた大きいんですね。1,000万円台というのがもうおわかりいただけだと思います。この状況から見て、私も環境局にお聞きましたけれども、汚れによって選定しているという話は全く聞いておりませんし、この金額の違いからして、もっと神戸市よりもたくさん職員がいるところでも、神戸市の半分以下のクリーニング代なんですね。そこから見て、神戸市のお金の使い方がこれで正しいと思われませんか。

○谷口行財政局職員部長 各都市の状況を見ますと、確かにかなり幅があるのかなというふうには感じます。どの程度が一番適切なのかということは、直ちには判断はしがたいところかとは思いますが、一定やはり効率化の余地というのはあろうかとも思いますし、また一方では、やはり先ほど申しました安全衛生上、どの程度が本当に必要なの

かということは、明確な答えというものがありませんので、やっぱりこのあたり、どの程度でふだんは洗濯をし、どの程度クリーニングをするかということは、環境局の方でも十分検討をしていく必要があるのかなというふうには思います。

以上です。

○分科員（上原みなみ） 次に、こちらをごらんいただきたいんですけども、単純に決算額と利用人数から職員 1 人当たりの 1 年間のクリーニング代を計算しますと、神戸市より職員の多い横浜市では 1,945 円、大阪市では 1,047 円なのに対し、神戸市では 1 万 1,935 円と 10 倍になります。他都市が経費節減をされている状況と比較して、神戸市は十分な行財政改革ができていると思われませんか。

○谷口行財政局職員部長 この横浜と大阪と神戸、この額を見ますと、神戸が必ずしも進んだ状況とは言えない状況だとは思いますが。ただ、全体としてどの程度が行革が進んでいるかどうかというのは、先ほども申しましたように、もっといろんなところも比べつつ、本当に必要なケースに対してはきっちりやらないといけないと思いますし、不要なケースがあるようでしたら、それは当然見直さないといけないと思いますし、そのあたり十分よく見ていく必要があろうかなというふうには思います。

○分科員（上原みなみ） 大阪より、横浜より、神戸市の方が環境局の作業服が汚れやすいとか、また、汚れが取れにくいとか、そういう事情ってあるんですか。

○谷口行財政局職員部長 これは市によって特別な事情というのは恐らくないのではないかなというふうには思われます。ただ、先ほどご指摘のありました横浜、大阪、神戸以外にも例えば堺とか川崎とか岡山とかいろいろちょっと計算してみますと、神戸より高いよ

うなところもあるようにも聞いておりますので、やはり本来どの程度の汚れの場合にどう
いうふうにするかということを決めていくというか、効率化を念頭に置いて考え
ていくということが必要ではないかなというふうに思います。

以上です。

○分科員（上原みなみ） 現実には、こうして経費節減努力がやはり私は不十分だと思うん
ですけれども、どうしてこういうふうに不十分だったのか、ご説明いただけますか。

○谷口行財政局職員部長 やはり労働安全衛生というのは、そういう観点からきた措置と
いうこと、これが基本にあると思います。そういった意味では、やはり長年いろいろ働い
ていく中で、職員にとって一番大事な点が何かということで、例えば給与であるとか、あ
るいは体制であるとかいうのももちろんそうなんですけど、やっぱり日々働きやすいとい
う環境づくりという観点で、こういう洗濯の方法というのもいろいろこれまで議論になり、
こういった対応できたんじゃないかなというふうに思いますが、ただ、これもずっとこの
ままでいいかどうかというのは、また別の問題でありまして、先ほど来申しますように見
直すべきところがあるようであれば、やはりこれは見直していくという、これが基本では
ないかなというふうに思います。

○分科員（上原みなみ） 環境局の作業服も週に1回のクリーニング収集以外というのは、
事業所にある洗濯機で洗濯されているとお聞きしております。つまりクリーニング業者に
頼らなくても週に4回は勤務時間中に洗濯機を回すということで、安全衛生上というんで
すか、その制度上は問題ないということですよ。ですので、この現状を――汚れの選別
なしに週に1回必ずクリーニングに出すというのをやめて、基本は洗濯機で洗い、落ちな
い汚れのもののみをクリーニングに出すという方針に改めれば、予算を1,500万円削減で
できると考えますが、いかがでしょうか。

○谷口行財政局職員部長　どの程度削減できるかというのは、もう少し状況を見てみないとわからないかなというふうには思いますが、恐らくこれまで大体週1回ペースでやってたということであれば、やはり1週間程度すれば、かなり洗濯でも落ちない汚れがあるということも背景にあったのかもわかりません。ただ、これも素材であるとか、あるいはどの程度の頻度で服そのものを交換していくとか、その辺の状況も時代とともに変わってきていると思いますんで、やはり今の時代に合った適切な方法が何かということを十分に検討していく必要があるのかなというふうに思います。

○分科員（上原みなみ）　早急に検討していただいて、結果を報告していただけるように求めます。

次に、住所地を勘案した人事提案をさせていただきます。

こちらは、神戸市の職員の交通費の支給状況をグラフにしたものです。月額2万円までという交通費の職員が8割いらっしゃって、そして9割の職員が交通費が2万5,000円までとなっています。ちなみに一月の交通費2万5,000円といいますと、例えばJRで姫路や三田から三ノ宮までが2万6,000円です。神戸電鉄ですと五社から三宮までとなります。単一の交通機関を利用した場合、交通費が高いと言われる神戸電鉄を利用しても終点の三田から三宮まで1カ月の定期代が2万6,500円ぐらいです。これが3万円以上かかる地点を探しますと、JRの京都からとか、あと西では網干の手前からと、かなり遠方になります。神戸市の職員が最も多く勤務するのは神戸市役所です。

そこで、お尋ねしますが、一月の交通費3万円以上の職員が全体の1.2%、700人ぐらいいるのですが、三宮まで通勤するのに3万円以上、一月かかるというところに住んでいる職員というのは、実際に何人ぐらいいらっしゃるのでしょうか。

○谷口行財政局職員部長　水道とか交通とかはちょっと除いてはおりますけれども、市役所本庁までの交通費が3万円以上かかっている職員は132人ということになっております。全体の1%程度という状況です。

○分科員（上原みなみ） つまり 132 人ということは、あとの 600 人ぐらいというのは三宮の本庁までは3万円もかからないけれども、ほかの事業所とか出張所とか、あと区役所とか、そういうところに配属になっているので、交通費がかさんでいるということですか。

○谷口行財政局職員部長 三宮以外の事業所、区役所もたくさんありますので、残りの方はそういうふうな状況だと思います。

○分科員（上原みなみ） 例えば宝塚市に住んでいる職員を区役所へ配属する場合に、北区役所ではなくて東灘区役所に配属するなど、住所地を考慮した人事異動はされているのでしょうか。

○谷口行財政局職員部長 人事異動の一番の基本的な考え方は、やはり適材適所という考え方でございます。先ほども話ございましたが、やはり市民サービスをじかに区役所とか事業所できっちり把握をした上で、また本庁のある部門で企画立案をするという、こういうジョブ・ローテーション的なことをいろいろ考えながら人事異動をやっております。その際には、職場の活性化であるとか、あるいは人材育成という観点を基本に据えつつ、職員の年齢構成であるとか、あるいは本人の育児とか介護とかの家庭の状況であるとか、あるいは健康状況とかいうのとあわせて、ご指摘のありました住所地というのも考慮の1つとして考えながら、総合的に判断をして人事異動を行っているところでございます。

○分科員（上原みなみ） 例えば西区の住民票担当の方と、あと灘区の住民票担当の方で

業務内容がどう違うのか、適材の条件がどう違うのか、ご説明いただけますか。

○谷口行財政局職員部長 基本的には各区役所で同一の業務を行っている場合、そこには大きな違いはございません。ただ、やはりそれぞれの職場における人員構成であるとか、あるいはその本人が過去どういった職場で働いていたかとか、さまざまな要素を加味しながらの異動になりますので、住所だけを考えながら、西の方なら西区とかということになりますと、逆になかなかそこから異動が難しくなってくる、長期間そこに在職をするということにもつながってくるのかなというふうには考えられます。

○分科員（上原みなみ） 何も住所だけを条件にというふうには言っておりません。例えば、この今の交通費なんですけれども、これを職員の1割に当たる2万5,000円を超える交通費を2万5,000円までに抑えることができれば、一月で630万円から1,260万円、年間では7,500万円から1億5,100万円の削減が可能ですし、また、これを3万円までとした場合でも、年間3,300万円から7,500万円の人件費削減ができます。今後の人事異動には、やはり住所地を考慮するというのをもう少し取り入れるべきだと考えますが、いかがでしょうか。

○谷口行財政局職員部長 私ども特に住所地を考慮しないといけないなと強く思いますのは、例えば育児であるとか介護であるとか、そういった場合に通勤の時間であるとかを考えると、やはり非常に保育所の送迎に間に合わないとか、そういうケースがありますので、そういったケースに特に住所地の考慮という比率を重くしているところはございます。

今、ご指摘のありましたのは、交通費をできるだけ縮減していくためにということではないかなというふうに思いますけれども、やはり先ほど申しましたように、特に住所だけではないということではあるんですけれども、特別に住所を重く見るというよりは、やはりむしろ適材適所という観点で、この人にとってどこの職場で働くというのが一番人材育成であるとか、あるいは職場の活性化という観点から一番望ましいのかという、このあた

りを考えてやっているところでありますので、そのあたりはご理解いただきたいなというふうには思っております。

○分科員（上原みなみ） 先ほどもおっしゃっていただきましたけど、各区にある同じ業務をやっているところでしたら適材適所というのは、それほど条件としてないと、同じようなことだというふうにお聞きしたんですけども、それでしたら、やはり住所を考えて、例えば同じ北区とか西区とか灘区とか、そういう同じような業務をしているところがあるようでしたら、住所地を考慮するべきだと考えます。

次に、委員会への出席職員について、お伺いします。

きょうも非常に多くの職員の方が予算特別委員会に出席されまして、この委員会室で丸一日過ごされていらっしゃるんですが、ほとんどの方が答弁にかかわっていないのに、この出席職員の方の多さというのは適当なのか、各局に戻って通常のお仕事をされたいのではないかと、市議員になって間もなく2年になる私はずっと疑問に思っておりました。

そこで、昨年11月に開催された常任委員会の答弁者と出席者について調べたところ、例えば総務財政常任委員会で行財政局の答弁者が2人だったのに対して、課長級29人、係長以下10人の合計39人の職員の方が通常のデスクワークを中断して委員会室に座っていたということになります。

また、昨年の決算特別委員会でも、5～6人の答弁者に対して出席職員数はその8倍となるなど、本日の局別審査を見ていると、後ろから資料を持って来られ、答弁の補助をされている職員という方はほとんど少ない、数人しかいらっしゃらないわけです。出席者が多過ぎるのではないかと思います。

答弁にかかわらない待機職員の方の時給を例えば3,500円として計算しますと、予算・決算特別委員会でも6時間も委員会室にいらっしゃれば、神戸市として1職員当たり2万1,000円の損失、出席職員の半数としても20人で計算すると1委員会当たり42万円の無駄遣いと言えます。

例えば、昨年の決算特別委員会の出席者状況でこちら背景を黄色としているのは30～40人もの待機職員がいらっしゃる局なんですけれども、その待機職員の多い局で、仮に出席者を10人ずつ減らしたとしたら、140人が通常業務に戻ることができます。これで300万円分の時間外勤務削減にもつながります。これらを踏まえ、市民の税金を預かる所管局としてのご意見をお聞かせください。

○玉田行財政局長　ご質問の委員会への出席でございますけれども、ご質問にもありましたように、我々の局の所属であります総務財政委員会では行財政局で39名でございます。それから、前回9月の決算特別委員会では49名ということでございますけれども、所管します業務の最終的な責任は局長である私でございますけれども、日常業務はそれぞれ所属長は課長級ということですので、それぞれの課長が責任者でございます。また、その下にあります係長が業務の遂行をしているというふうなことでございます。常任委員会とか予算・決算の特別委員会では、委員の先生方からいろんな内容のご質問があります。もちろん100%そこでお答えできてるとは言えませんが、できるだけその場でわかりやすくお答えすることが当局としての責務だろうと思っておりますので、必要であると考えております職員を出席させております。

以上です。

○分科員（上原みなみ）　おっしゃるとおりだと思いますが、しかし、私はそういうことを聞いているのではありません。職員を委員会室に着席させておくこと、つまり議員から質問があった場合に即座に答えるということですね。数分以内に駆けつけてもらえば私はいいと思うんですけれども、そうではなく、議員を待たせない、議員に即座に答えようとするのと、市民サービスにつながる通常業務を行わせること、つまり激動する社会情勢の中で行政の対応を一日以上おくらせないということと、どちらが優先順位が高いのかとお聞きしているんですけれども、いかがでしょうか。

○玉田行財政局長　数分で駆けつけるのは無理です。ですから、委員会運営に非常に支障を来すことになるんじゃないかなと思えますし、今このときも市民サービス、我々の局は直接市民サービスというのはなかなか少ないんですけれども、ほかの局はそれぞれありますけれども、別に市民サービスの窓口の職員がそれをやらずに、この委員会の部屋に座っているわけではないわけですから、その辺はよく考えて、必要で、しかも市民サービスに

支障のないような形で出席をさせている。それはそれぞれの局が判断をして出席していると思ってます。

○分科員（上原みなみ）　しかし、市民サービスというのは直接対応するという事だけでは無いと思うんです。市民のために仕事をするというのが市民サービスだと思います。ここにいらっしゃる職員の方の平均時給は幾らになりますか。

○玉田行財政局長　役職によって違うと思いますが、課長級、係長級それぞれ4,000円台、3,000円台というぐらいの額だと思います。

○分科員（上原みなみ）　高額な時給の職員がコピーをとったり、今3,000円台、4,000円台という話でしたけれども、そして、こちらの委員会室に一日待機していることもそうですが、やはり時給に見合った仕事をさせるという意識が欠落しているように私には思えます。議員を待たせないことを優先するなど、議員にごまをするよりも、市民の納めた税金を大切に使い、有効に使い、市民生活を大事にするという行政にとって根本的なことをもっと重視すべきだと思います。

以上です。